

平成26年3月10日

関係団体 御中

奈良県特定行政庁連絡協議会会長



特殊建築物等に係る定期報告対象等の見直しについて（お知らせ）

日頃より、奈良県の建築行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、建築基準法第12条第1項及び第3項では、特定行政庁が指定する建築物の所有者等は、定期に専門技術をもつ資格者に調査等をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされています。

今般、奈良県内の特定行政庁では、「不特定多数の方が利用する建築物のより一層の安全性の確保」、「建築物所有者等の負担の軽減」等を目的として、下記1～4について指定の見直しを実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体内での周知についてご配慮願います。

なお、ご不明の点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

1. 報告対象用途に「500㎡以上または3階以上」の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場」を追加（平成28年4月1日より）
2. 「下宿、共同住宅、寄宿舍」に係る報告対象規模を「300㎡以上または3階以上」から「1000㎡以上かつ3階以上」に変更（平成26年4月1日より）
3. 「学校、体育館、ポーリング場、水泳場」の建築設備について、報告対象から除外（平成26年4月1日より）
4. 「学校、体育館」の特殊建築物に係る報告頻度を「2年に1回」から「3年に1回」に変更（平成26年4月1日より）

【奈良県特定行政庁連絡協議会を構成する特定行政庁】

- ・奈良県（建築課）
- ・奈良市（建築指導課）
- ・橿原市（建築指導課）
- ・生駒市（建築課）

お問い合わせ先

【奈良県特定行政庁連絡協議会 事務局】
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課
TEL 0742-27-7574（ダイヤル）